

## 令和6年度（第63回）千葉県公衆衛生学会演題登録

演題名		
発表内容 (主たる内容事項を □で囲む)	母子保健・成人保健・高齢者保健福祉・栄養・歯科保健・精神保健 地域保健・難病・災害・疫学・感染症・予防接種・薬事・食品衛生 環境衛生・その他( )	
主任研究者 ※1名ご記入ください。	所属 職位・氏名	
	所属先住所	〒
	電話番号	
	電子メール	
以下、演題内容に関わらず、全員ご記入ください。 倫理指針の確認		
研究にあたり 実施した調査等  右のうち該当するものに チェックを入れること	<input type="checkbox"/> 法令の規定より実施される研究*1 <input type="checkbox"/> 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 <input type="checkbox"/> 試料・情報*2のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 <input type="checkbox"/> 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、 かつ、一般に入手可能な試料・情報 <input type="checkbox"/> 個人に関する情報に該当しない既存の情報 <input type="checkbox"/> 既に作成されている匿名加工情報*3	
「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」 チェックリストで 該当した番号	( )	参考 (1)～(4)、(8) : 指針対象外 (5)～(7) : <u>指針対象研究</u>
<u>指針対象研究の場合</u> 倫理審査委員会の 承認について	<input type="checkbox"/> 受けている ↳承認された倫理審査委員会名： 委員会 承認された年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 受けていない	
備考欄		

\*用語の定義は倫理指針\*4に、解釈や手続についてはガイダンス\*5によります。

\*1 法令の規定により実施される研究：倫理指針ガイダンス第3 4参照。

\*2 試料・情報：試料及び研究に用いられる情報をいう。

倫理指針第1章第2(6)参照。

\*3 匿名加工情報：倫理指針第1章第2(31)参照。

\*4 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」【令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号※令和5年3月27日一部改正】

\*5 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス※令和6年4月1日一部改訂」